

令和8年度 就学援助のお知らせ (令和8年7月～令和9年6月分)

川越市教育委員会 教育財務課・財務担当
〒350-8601 川越市元町 1-3-1 (東庁舎 2階)
電話番号 049-224-6083

1 就学援助とは

経済的理由で公立小中学校への就学が困難なご家庭に対し、川越市が学用品費などの一部を援助する制度です。援助を受けるためには申請が必要です。

2 援助を受けることができる方

川越市に住民登録があり、公立小中学校に通学している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

1. 生活保護を受給している世帯・・・申請は不要です。

※生活保護受給世帯は、修学旅行費及び医療費のみ対象で、その他は生活保護費で支給されます。

2. 次の(1)～(3)のいずれかに該当する世帯・・・申請が必要です。

(1) 世帯全員の所得額の合計が川越市教育委員会の定める基準額未満の方 ※下表「基準額の目安」参照
※なお、生活状況の急変により所得の減少等があるなど、特別な事情がある方は事前に担当までお問い合わせください

(2) 児童扶養手当(児童手当とは異なります)を受給中の方

(3) 生活保護が停止又は廃止になった方。ただし、世帯状況の変更による廃止を除きます。

●基準額の目安…源泉徴収票の給与所得控除後の金額、確定申告書Bの所得金額(合計)をご覧ください(※)。
※令和3年度実施の税制改正(給与所得控除等から基礎控除への10万円振替)対応のため、給与所得または公的年金等所得のいずれかがある方は、所得金額から10万円を控除します。

世帯人数	世帯構成(年齢)	持家の場合	借家の家賃月額61,000円の場合
2人	親(38)、子(6)	約263万円	約338万円
3人	父(38)、母(38)、子(6)	約296万円	約371万円
4人	父(38)、母(38)、子(8)、子(6)	約369万円	約444万円
5人	祖母(68)、父(38)、母(38)、子(8)、子(6)	約407万円	約482万円

●基準額未満で申請をされる方への注意事項

1. 基準額の目安について、実際の基準額は、世帯の人数、年齢、障害の級、家賃額等により異なります。このため、前年度と所得額が同じでも審査結果が異なる場合があります。住民票上の世帯で審査します。
2. 令和7年分の世帯全員の所得額の合計で審査を行います。必ず所得の申告をしてからご申請ください。

3 申請期日 ※申請は毎年必要です。

●受付期間 令和8年5月11日(月)～令和8年6月12日(金)まで

以降随時申請可能ですが、認定される時期が遅れたり、支給が受けられない月が発生する場合があります。

●受付場所 市役所教育財務課、通学先の学校事務室

郵送でも受付いたしますが、郵便の不着や遅延等の一切の責任は負いかねますので予めご了承ください。

4 提出書類

●市役所 教育財務課に持参する場合

申請書の他、該当する方は以下のものを添えて申請してください。

- ① 住居の賃貸借契約書等、物件の名称・所在地・家賃金額・契約期間・契約者が確認できるもの。
 - ② 身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳④・A・B、障害年金証書1～2級
 - ③ 委任状（申請者と別世帯の方が、申請書を持参する場合のみ。原本が必要です。）
- ※生活状況の急変の場合、別に書類が必要になりますので、担当までご確認ください。

★令和8年1月1日に川越市外に住民登録のあった方がいる世帯は追加で以下の書類が必要です★

- ④ マイナンバー利用同意書
 - ⑤ マイナンバー及び本人確認書類
 - ・マイナンバー確認書類（個人番号が記載された住民票の写し、マイナンバーカード、通知カード（※）等）
- ※令和8年1月1日に川越市外に住民登録のあった16歳以上の方全員分
 ※通知カードについては住所、氏名等の記載内容が最新のもののみ有効。
 ・申請書を持参する方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等）

●通学先の学校事務室に提出する場合及び郵送される場合

申請書（原本）と上記の添付書類をコピーしたものを、封筒に入れて提出してください（※）。

学校事務室に提出する場合、封筒に申請者名と提出先の学校名を書いてください。

※マイナンバーカードの写しを添付する場合は、両面をコピーしてください。

5 援助の内容（申請月により受けられる金額が変わることがあります。）

支給項目	支給予定額 ※すべて年額		備考
	小学生	中学生	
新入学児童生徒学用品費等	64,300円	81,000円	1年生で4月が認定月の方
学用品費等 （学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊なし））	1年生 13,230円 2～6年生 15,500円	1年生 25,040円 2～3年生 27,310円	(年額)/12×該当月数分を支給
校外活動費（宿泊あり）	上限 3,690円	上限 6,210円	交通費、見学料のみ対象/後払い
修学旅行費	実際にかかった金額（対象経費）		団体行動以外の経費、アルバム代などは対象外/後払い
学校給食費	実際にかかった金額		欠食等による減額分は対象外
通学費	上限 40,020円	上限 80,880円	公共交通機関で通学区域外の特別支援学級に通学する場合
医療費	実費（学校で治療の指示を受けた場合で、学校保健安全法で指定された病名の治療費）		※生活保護受給者のみ ※教育指導課取り扱い

※支給は、申請書記載の口座への振込みとなります。

また学校納付金が滞納されている場合などは通学されている学校の学校長口座への振込みとなることがあります。

※振込予定日は概ね毎月25日を予定しております（※7月及び4月を除く）。

※上記金額は予定額で変更される場合があります。

6 申請後について ※世帯構成や振込先等に変更があった場合、教育財務課にご連絡ください。

1. 申請に不備がない場合は、申請書受領後2カ月程度で（受付期間内に申請された方は7月下旬頃までに）審査結果を郵送いたします。
2. 申請書の受領後、申請の不備が判明した場合には連絡いたします。指定する期日までに対応されない場合、申請書は無効になります。

利用者の声

・学用品にお金がかかるので、就学援助を申請して良かった。